

## 議案第 1 号

### 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約（案）について

#### （設置）

第 1 条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号ほか。以下「交付要綱」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### （事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、白岡市千駄野 4 3 2 番地白岡市役所内に置く。

#### （協議事項等）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 生活交通ネットワーク計画（以下「計画」という。）の策定に係る調査、策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

#### （組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 埼玉県知事の指名する者
- (2) 白岡市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 交通施設管理者
- (5) 埼玉運輸支局長の指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者

#### （任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(総会及び会議)

第8条 協議会の総会は、毎事業年度1回開催する。

2 協議会の会議は、随時、開催する。

3 協議会の総会及び会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。ただし、代理の者は、会議ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

6 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

7 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、白岡市総合政策部企画調整課内に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には白岡市総合政策部企画調整課長、事務局員には地域公共交通準備室職員をもって充てる。

- 3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第13条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を受けた後、これを事務局に備え付けておかななければならない。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を受けるものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第17条 協議会が解散する場合は、協議会の収支は解散の日をもって閉鎖し、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月21日から施行する。

## 議案第2号

### 会長、副会長及び監事の選出について

会 長	
副会長	
監 事	
監 事	

【参考】 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約（抜粋）

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監事 2人
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
  - 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

（役員の仕事）

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

## 議案第3号

### 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会財務規程（案） について

#### （目的）

第1条 この規程は、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （予算）

第2条 協議会の予算は、白岡市及び他の団体等からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を作成し、協議会の承認を受けなければならない。

4 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を作成し、協議会の承認を受けなければならない。

#### （会計書類）

第3条 予算を経理するため、次に掲げる会計帳簿を整備するものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 備品台帳
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な帳簿

#### （予算区分）

第4条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

#### （予算の流用）

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたときは、直近の協議会において報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手続等について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、白岡市の例により行うものとする。

2 出納員は、第3条に定める会計帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算を作成し、協議会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けるに当たり、規約第15条の規定による監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、白岡市の例により行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金

## 議案第4号

### 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会事務局規程（案） について

#### （目的）

第1条 この規程は、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （組織）

第2条 協議会の事務局は、白岡市総合政策部企画調整課職員をもって組織する。

#### （職制）

第3条 事務局に事務局長、課長補佐、主幹、主査及び事務職員を置く。

2 事務局長は、会長の命を受け、職務を統轄し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局長に事故があるときは、課長補佐がその職務を代行する。

4 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当する事務を処理し、担当の職員を指揮監督する。

5 事務職員は、上司の命を受け事務に従事する。

#### （所掌事務）

第4条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 規約及び規程に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) 事業報告及び決算に関すること。
- (5) 収入及び支出に関すること。
- (6) 現金の出納及び保管に関すること。
- (7) 契約並びに物品の購入及びその管理に関すること。
- (8) 文書の收受及び発送に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) その他協議会の目的達成に必要な事項

#### （起案）

第5条 事務処理の発議は、起案用紙により起案しなければならない。ただし、軽易な事項及び供覧にとどまるものはこの限りでない。

(決裁)

第6条 事務は、順次直属の上司を経て、会長の決裁を受けなければならない。

2 軽易なものについては、文書によらず口頭報告にてこれに代えることができる。

(専決)

第7条 前条の規定にかかわらず、事務局長は次の事項について専決することができる。

- (1) 所属職員の出張に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 予算の流用に関する事。
- (4) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (5) 定例又は軽易な届出、照会、報告及び通知に関する事。
- (6) その他前各号に準ずる事項の処理に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決することができる。

2 事務局長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決することができる。

(公印)

第9条 公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印の使用)

第10条 公印は、文書発送の決裁後でなければ、これを使用することができない。

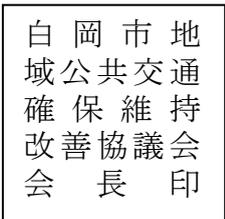
(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、白岡市の例により行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

別表（第9条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
白岡市地域公共交通確保維持改善協議会会長印	 <p>白岡市地域公共交通確保維持改善協議会会長印</p>	てん書	21×21 ミリメートル	会長名をもつて送る文書	1	事務局長

## 議案第5号

### 平成25年度事業計画（案）について

#### 実施項目及びスケジュール

月 実施項目	4月	9月	12月	3月
1 地域公共交通に係る需要調査 (1) 地域住民のニーズ把握 (2) 地域内の公共交通に関する現況調査		←————→	←————→	
2 生活交通ネットワーク計画の策定		←————→		

#### ※1 補助金の活用

国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく補助金を活用し、地域公共交通に係る需要調査を実施するとともに、生活交通ネットワーク計画を策定する。

#### ※2 調査事業も業務委託

上記の地域公共交通に係る需要調査及び生活交通ネットワーク計画の策定に係る業務をコンサルタント会社に委託する。

# 白岡市地域公共交通調査事業支援業務委託について

## 1 業務委託理由

当市の地域公共交通サービスの構築は、平成25年度に需要調査の実施及び生活交通ネットワーク計画の策定、平成26年度に実証運行の実施、平成27年度から本格運行を開始する予定である。

新たな地域公共交通サービスは、費用対効果が高く、将来に持続可能なものとなるよう需要調査、現況調査等の調査事業を実施し、当市の地域公共交通に係る実情を的確に把握する必要がある。

この調査事業の実施には、高度な専門的知識と技術力を必要とするため、そのノウハウを有するコンサルタント会社に業務を委託する。

## 2 選定方法

指名競争入札

## 3 業務委託内容

- (1) デマンド交通の導入に係る需要調査  
高齢者、交通不便地域居住者等を対象にしたデマンド交通の導入に係る需要調査の実施
- (2) デマンド交通の導入に係る課題整理  
上記の需要調査や当市の交通特性等を踏まえたデマンド交通導入に係る課題の整理
- (3) デマンド交通の導入に係る実施計画の策定  
「白岡市における地域公共交通の今後の方向性」等を踏まえたデマンド交通の導入に係る実施計画（運行内容、本格運行開始までの実施事項及びスケジュール）の策定
- (4) 生活交通ネットワーク計画の策定  
上記の需要調査、課題整理、実施計画を踏まえた生活交通ネットワーク計画の策定
- (5) 関東運輸局との協議・調整支援  
地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請に係る国土交通省関東運輸局との協議・調整支援
- (6) 運行事業者選定の支援  
デマンド交通の運行事業者選定に係る要件整理、仕様書等の作成支援
- (7) 地域公共交通会議の運営支援  
地域公共交通確保維持改善協議会における会議資料の作成及び会議への出席、質疑応答等の会議運営支援
- (8) デマンド交通の企画・提案  
当市ならではの個性（独自性、先進性、技術革新性等）を持ったデマンド交通の企画・提案
- (9) 周知・啓発事業の実施支援  
デマンド交通の導入に係る市民、各団体等への周知・啓発資料の作成支援

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所 埼玉県白岡市千駄野432番地  
氏名又は名称 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会  
会 長 （ 氏 名 ）

平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
（地域公共交通調査事業）交付申請書

平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）金1,830,000円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
 (地域公共交通調査事業) 交付申請事業

補助対象事業者名 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
白岡市地域公共交通調査事業支援業務 ・ 地域住民のニーズ把握 ・ 地域内の公共交通に関する現況調査 ・ 白岡市生活交通ネットワーク計画の取りまとめ ・ 協議会の開催	着手予定日 : 交付決定日以降  完了予定日 : 平成26年3月31日	5,491,000	1,830,000

(添付書類)

- (1) 地域公共交通調査事業の実施に関する計画
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) その他補助金の交付に関して参考となる書類

## 地域公共交通調査事業の実施に関する計画

### 1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

当市は、関東平野の中ほど埼玉県の一部に位置し、東京都心まで約40kmの距離に位置し、南東部をさいたま市及び春日部市、南西部を蓮田市、北部を久喜市、東部を宮代町のそれぞれに接している。

総面積は、24.88km<sup>2</sup>で、東西9.8km、南北6.0kmと東西に長い市域である。標高は9mから15m前後で、ほとんどが平坦部である。

市の中心部を南北にJR宇都宮線が縦断している。明治43年に白岡駅、昭和62年に新白岡駅が開業し、この二つの駅を中心に市街化区域が形成されている。公共施設、文化施設、医療・福祉施設、金融機関、学校・保育所等の各種施設は、市の中心部に多く存在する。

市の総人口は、50,970人（平成25年4月1日現在）で微増傾向にある。特に新白岡駅周辺地区は、人口の伸びが大きい。対照的に市街化調整区域にある東北自動車道東側地区（市の東部）と大山地区（市の西部）は、微減傾向にある。

65歳以上の高齢者の割合は、平成17年の15.5%から平成24年には21.3%と高齢化が急速に進展している。特に東北自動車道東側地区（市の東部）と大山地区（市の西部）は、高齢化率が高い。

平成33年の将来人口を53,000人と推計し、高齢化率は27.5%となる見通しである。

当市の公共交通機関は、JR白岡駅西口・菖蒲仲橋間、JR蓮田駅東口・菖蒲仲橋間、JR蓮田駅西口・菖蒲車庫間の3路線を朝日バスが運行しているが、JR宇都宮線の東側の地域では民間路線バスが全く運行されていない状況である。

その他の交通手段としては、市中心部に位置する中学校に市域の西部（大山地区）から通学する生徒の通学手段として、市が通学バスを運行している。

また、当市では、平成11年から運行を開始した「町内循環バス」を運行経費や利用状況などを勘案して、平成19年3月に廃止した経緯がある。

このようなことから、買物、通院などの市民の日常生活の移動手段を確保し、市民の交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い公共交通体系の構築が喫緊の課題である。

### 2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

市内の公共交通体系を見直すことを目的とし、白岡市生活交通ネットワーク計画を策定する。

また、公共交通体系の見直しに際し、策定する白岡市生活交通ネットワーク計画を基にして、平成26年度からの地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）を活用することを見据え、新たな公共交通サービスの構築を目指す。

今回策定する計画では、「町内循環バス」廃止の経緯を踏まえ、将来にわたり持続可能な新たな公共交通システムを構築する必要があることから、生活交通路線の導入に当たっては、市民の需要を調査し、需要を的確に把握するとともに課題を整理することが必要である。

今後、当市でも更なる高齢化の進展が見込まれることから、市内の地域間バランスを考慮しつつ、交通弱者が外出の機会が得られるよう日常生活の移動手段となる公共交通サービスを構築するため、調査事業を実施するものである。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
・地域住民のニーズ把握	<p>高齢者、交通不便地域居住者等を対象にした公共交通の導入に係る需要調査を行う。</p> <p>調査対象は、市全体（約19,300世帯）から65歳以上の高齢者が居住する3,000世帯を抽出してアンケート調査を実施する。</p> <p>また、市内に居住する独居高齢者等を対象に、民生委員・児童委員による聞き取り調査を実施する。</p>
・地域内の公共交通に関する現況調査	公共交通の導入に係る需要調査や当市の交通特性等を踏まえて公共交通導入に係る課題を整理し、分析を行う。
・白岡市生活交通ネットワーク計画の取りまとめ	公共交通の導入に係る需要調査などの結果を踏まえ、課題を整理し、当市における今後の公共交通の需要予測と収支分析を行い、地域公共交通の確保維持改善に係る生活交通ネットワーク計画を策定する。
・協議会の開催	当市の今後の交通体系のあり方を定める生活交通ネットワーク計画の策定に向けた協議を進めるため、協議会を開催する。

4. スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
地域住民のニーズ把握				
地域内の公共交通に関する現況調査				
白岡市生活交通ネットワーク計画の取りまとめ	<p>計画の策定</p>			
協議会の開催				
				全10回開催（月1回予定）

5. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
地域住民のニーズ把握	300 千円	300 千円	100 千円	200 千円
地域内の公共交通に関する現 況調査	250 千円	250 千円	85 千円	165 千円
生活交通ネットワーク計画の 取りまとめ	4,270 千円	4,270 千円	1,425 千円	2,845 千円
協議会の開催	671 千円	671 千円	220 千円	451 千円
合計	5,491 千円	5,491 千円	1,830 千円	3,661 千円

議案第6号

平成25年度歳入歳出予算（案）について

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
1	負担金	1 負担金	1 市負担金	5,490	白岡市負担金
2	補助金	1 補助金	1 国補助金	1,830	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3	繰越金	1 繰越金		0	
4	諸収入	1 諸収入	1 雑入	1	預金利子
合 計				7,321	

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
1	運営費	1 会議費	8 報償費	208	委員会議出席謝礼
			1 1 需用費	20	消耗品等
				1 2 役務費	13
2	事業費	1 事業費	1 3 委託料	5,250	調査事業支援業務委託料
3	返還金	1 返還金	1 市への返還金	1,830	白岡市への返還金
合 計				7,321	